

◎新潟県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市及び妙高市を地域とする県営区画整理（経営体育成基盤整備）事業和田南部地区に係る換地処分をした。

平成27年3月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦